

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として次の表のように定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることが出来ます。

出席停止の期間は欠席扱いにはなりませんので、医師の指示に従って十分に休養をとるとともに、感染予防のために友人等との接触を避けてください。

なお、医師から登校許可が出ましたら、下記の用紙を病院で必要事項を記入していただき、担任まで提出して下さい。

【出席停止の疾病名と期間の基準】

	疾 病 名	出 席 停 止 期 間
第一種	エボラ熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア重症急性呼吸症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザは除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎、菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師に聞いて感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医、その他の医師に聞いて感染の恐れがないと認めるまで

別に記入用紙があります

学校感染症の診断・治療経過について

伊勢学園高等学校長 様

()年()組()席 名 前()

保護者名() 印)

1. 疾 病 名:()

2. 出席を停止した期間:()月()日()曜)～()月()日()曜)まで ()日間

上記の者は病気加療中のところ、感染の恐れがないまでになりましたので登校して差し支えのないことを認めます。

令和 年 月 日

※学校記入欄

教務主任	学年主任	担 任

医療機関名: _____

医 師 名: _____ ⑩